

## 基準となる空間線量率について

- 1 計画的避難区域や居住制限区域への指定の目安となる $3.8 \mu\text{Sv/h}$ （年間 $20\text{mSv}$ ）について

居住等を制限すべき目安として、国際放射線防護委員会（ICRP）等が示している緊急被ばく状況における参考レベル（年間 $20\sim 100\text{mSv}$ ）のうち、安全性の観点から最も厳しい値として、日本では年間 $20\text{mSv}$ を採用しています。16時間の屋内（木造）、8時間の屋外活動の生活パターンを想定した場合、 $3.8 \mu\text{Sv/h}$ が年間 $20\text{mSv}$ に相当します。

- 2 除染等業務ガイドライン等に示されている $2.5 \mu\text{Sv/h}$ について

$2.5 \mu\text{Sv/h}$ は、労働者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するために、個人線量測定等の措置を講ずるための下限値です。国際放射線防護委員会（ICRP）勧告等に基づき設定されたものであり、週40時間労働を前提とすると、1年間で $5\text{mSv}$ 相当となります。従来の原発等において線量管理の対象区域となる「管理区域」の設定基準と同様であり、除染等業務ガイドライン等でもこの数値を基準として、対策が定められています。

- 3 除染等業務ガイドライン等に示されている $0.23 \mu\text{Sv/h}$ について

放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な、空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域が汚染状況重点調査地域に指定されました。 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ は、16時間の屋内（木造）、8時間の屋外活動の生活パターンを想定した場合、年間追加被ばく線量を $1\text{mSv}$ にするための指標となる空間線量率 $0.19 \mu\text{Sv/h}$ に、自然放射線（日本平均は $0.04 \mu\text{Sv/h}$ ）を加えた数値であり、これを基準として除染等業務ガイドライン等の対象範囲が定められています。